

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当該休日は、  
が休きどりの翌  
日と日)

護者が死亡し、又は廃疾となつた後の心身障害者に年金を支給するため、  
鳥取県心身障害者扶養共済制度（以下「共済制度」という。）を設け、  
もつて心身障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障  
害者の将来に対し、保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的とする。  
(定義)

第二条 この条例において「心身障害者」とは、次の各号の一に該当する

者であつて、将来独立して生計を営むことが困難であると認められるもの

をいう。

## 一 精神薄弱者

二 身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表

第五号に定める身体障害者障害程度等級表の一級から三級までに該當  
する障害を有する者

三 精神又は身体に永続的な障害を有する者で、その障害の程度が前二  
号に掲げる者と同程度と認められるもの

2 この条例において「保護者」とは、次の各号の一に該当する者であつ  
て、現に心身障害者を扶養しているものをいう。

一 心身障害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係  
と同様の事情にある者を含む。）

二 心身障害者の父母、祖父母、兄弟姉妹その他の親族

三 前二号に掲げる者のほか、知事が承認した者

3 この条例において「廃疾」とは、次の各号の一に該当する身体障害の  
状態をいう。ただし、規則で定める身体障害の状態を除く。

一 両眼の視力を全く永久に失つたもの

二 咀嚼(そしゃく)又は言語の機能を全く永久に失つたもの  
(目的)

第一条 この条例は、心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保

## 鳥取県条例第十二号

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十五年三月二十七日

## 条例

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例をここに公布する。

鳥取県開発審査会条例  
鳥取県自動車等運転適性検査手数料徴収条例

## 目次

◆条 例 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例

- 三 両上肢を手関節以上で失つたもの  
 四 両下肢を足関節以上で失つたもの  
 五 一上肢を手関節以上で失い、かつ、一下肢を足関節以上で失つたもの  
 の  
 六 両上肢の用を全く永久に失つたもの  
 七 両下肢の用を全く永久に失つたもの  
 八 十手指を失つたか又はその用を全く永久に失つたもの  
 九 両耳の聴力を全く永久に失つたもの  
 4 この条例において「心身障害者扶養共済制度」とは、社会福祉事業振興会法(昭和二十八年法律第二百四十号)第二十三條第三項に規定する心身障害者扶養共済制度で、地方公共団体が社会福祉事業振興会(以下「振興会」という。)と同条第四項に規定する保険約款に基づく保険契約(以下「心身障害者扶養保険契約」という。)を締結して行なうもの  
 をいう。
- (加入資格)
- 第三条 共済制度に加入しようとする者は、規則で定めるところにより、  
 八十手指を失つたか又はその用を全く永久に失つたもの  
 九 両耳の聴力を全く永久に失つたもの  
 4 この条例において「心身障害者扶養共済制度」とは、社会福祉事業振興会法(昭和二十八年法律第二百四十号)第二十三條第三項に規定する心身障害者扶養共済制度で、地方公共団体が社会福祉事業振興会(以下「振興会」という。)と同条第四項に規定する保険約款に基づく保険契約(以下「心身障害者扶養保険契約」という。)を締結して行なうもの  
 をいう。
- (掛金の納付)
- 第五条 加入者は、加入の承認を受けた日の属する月から、規則で定めるところにより、掛金を納付しなければならない。  
 2 前項の掛金の額は、別表のとおりとする。  
 3 第一項の規定にかかるらず、六十五歳以上の加入者で、共済制度に二十年以上継続して加入しているものは、掛金の納付を要しない。
- 4 第三条第二項の規定の適用を受けて加入者となつた者に係る前項の期間の計算については、当該加入者が他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度に加入していた期間は、すべて共済制度の加入期間とみなす。
- 2 次の各号に掲げる要件に該当する者は、前項の規定にかかわらず、共済制度に加入することができる。  
 一 共済制度の発足後に転入(新たに県内に住所を有することとなつた

ことをいう。以下同じ。)をした者であること。  
 二 転入の直前まで他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度に加入していた者で、転入後直ちに共済制度に加入するものであること。

(加入)

第四条 共済制度に加入しようとする者は、規則で定めるところにより、  
 知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、次の各号の一に該当する場合を除くほか、前項の加入の承認をしなければならない。

一 加入の申請者が前条に定める加入資格を有しない者であるとき。  
 二 同一の心身障害者について、すでに前項の加入の承認を受けた者(以下「加入者」という。)があるとき、又は同時に二人以上の者から加入の申込みがあつたとき。

第五条 加入者は、加入の承認を受けた日の属する月から、規則で定めるところにより、掛金を納付しなければならない。  
 2 前項の掛金の額は、別表のとおりとする。  
 3 第一項の規定にかかるらず、六十五歳以上の加入者で、共済制度に二十年以上継続して加入しているものは、掛金の納付を要しない。

4 第三条第二項の規定の適用を受けて加入者となつた者に係る前項の期間の計算については、当該加入者が他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度に加入していた期間は、すべて共済制度の加入期間とみなす。

2 次の各号に掲げる要件に該当する者は、前項の規定にかかわらず、共済制度に加入することができる。  
 一 共済制度の発足後に転入(新たに県内に住所を有することとなつた

(掛金の減免)

第六条 知事は、生活の困窮その他特別の理由により必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、掛金を減免することができる。

(掛金の納付の猶予)

第七条 知事は、災害その他特別の理由により必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、掛金の納付を猶予することができる。

(年金の給付)

第八条 加入者が死亡し、又は廃疾となつたときは、その死亡し、又は廃疾となつた日の属する月から、規則で定めるところにより、その者が扶養していた心身障害者に対し、その請求に基づいて年金を支給する。

2 前項の年金の額は、月額二万円とする。

(年金管理者)

第九条 加入者は、その扶養する心身障害者が年金を受領し、及び管理することができ困難であると認めるときは、その心身障害者に代わつて年金を受領し、及び管理する者(以下「年金管理者」という。)を、あらかじめ、その者の承諾を得て指定することができる。

2 次の各号の一に該当する者は、年金管理者となることができない。

一 禁治産者又は準禁治産者

二 破産者で復権を得ない者

3 加入者は、年金管理者を変更することができる。

4 知事は、年金管理者が次の各号の一に該当する場合は、前条の規定により年金の支給を受ける者(以下「年金受給権者」という。)及び市町村長の意見を聞き、年金管理者を変更することができる。

一年金管理者が次のいずれかに該当する場合で加入者が当該年金管理者を変更しないとき、又は加入者が死亡その他の理由により年金管理

者を変更できないとき。

イ 死亡したとき。

ロ 所在が不明になつたとき。

ハ 第二項各号の一に該当する者となつたとき。

二 年金管理者が第十二条の規定に違反したとき。

5 知事は、年金管理者が指定されていない場合において、年金受給権者が年金を受領し、及び管理することが困難であると認めるときは、年金受給権者及び市町村長の意見を聞き、年金管理者を指定することができる。

(年金の支給停止)

第十一条 年金受給権者が次の各号の一に該当する場合は、その該当する期間年金の支給を停止する。

一 所在が一箇月以上不明のとき。

二 憲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を受けているとき。

三 国内に住所を有しないとき。

(支払の一時差止め)

第十二条 年金受給権者又は現に年金を受領し、及び管理している年金管理者が、正当な理由がなくて、第十八条第四項に規定する届書を提出しないときは、年金の支払を一時差し止めることができる。

(年金の使途の制限)

第十三条 年金は、年金受給権者の生活の安定と福祉の増進のために使用されなければならない。

一年金管理者が次のいずれかに該当する場合で加入者が当該年金管理者を変更しないとき、又は加入者が死亡その他の理由により年金管理

(年金受給権の消滅)

第十三条 年金の支給を受ける権利(以下「年金受給権」という。)は、

年金受給権者が死亡した日の属する月の翌月から消滅する。

(弔慰金の給付)

第十四条 加入者の生存中にその扶養する心身障害者が死亡したときは、又は加入者とその扶養する心身障害者が同時に死亡したときは、規則で定めるところにより、当該加入者又は葬祭を行なう者に対し、その請求に基づいて弔慰金を支給する。ただし、加入期間が一年に満たない加入者については、この限りでない。

2 前項の弔慰金の額は、二万円とする。

3 第五条第四項の規定は、第一項ただし書の加入期間の計算について準用する。

(年金等の支給制限)

第十五条 加入者又はその扶養する心身障害者の故意又は重大な過失により、県が振興会から当該加入者に係る年金給付保険金の支払を受けることができなかつたときは、第八条第一項の規定にかかわらず、年金を支給しない。

2 加入者又はその扶養する心身障害者の故意又は重大な過失により、県が振興会から当該加入者に係る弔慰金給付保険金の支払を受けることができなかつたときは、前条第一項の規定にかかわらず、弔慰金を支給しない。

(年金等の返還)

第十六条 知事は、偽りその他不正の手段により年金又は弔慰金の給付を受けている者があるときは、その者にすでに支給された年金又は弔慰金の額の全部又は一部を返還させることができる。

(脱退)

第十七条 加入者は、次の各号の一に該当する場合は、その事実の生じた日の属する月の翌月から加入者としての地位を失う。

一 死亡し、又は廃疾となつたとき。

二 その扶養する心身障害者が死亡したとき。

三 脱退の申出をしたとき。

四 掛金を二箇月間滞納したとき。

五 転出(新たに県外に住所を有することとなつたことをいう。)に伴い、他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度の加入者となつたとき。

2 前項の規定により脱退した者に対しては、すでに納付された掛金は、返還しない。

(届出義務等)

第十八条 加入者は、次の各号の一に該当する場合は、規則で定めるところにより、すみやかにその旨を知事に届け出なければならない。

一 氏名又は住所を変更したとき。

二 その扶養する心身障害者又は年金管理者が氏名又は住所を変更したとき。

三 その扶養する心身障害者又は年金管理者が死亡したとき。

四 年金管理者を指定し、又は変更したとき。

五 前各号に掲げる場合のほか、掛金の納付又は年金若しくは弔慰金の支給に影響を及ぼす事実が生じたとき。

2 年金受給権者は、氏名又は住所を変更したときは、規則で定めるところにより、すみやかにその旨を知事に届け出なければならない。

3 年金管理者は、次の各号の一に該当する場合は、規則で定めるところ

により、すみやかにその旨を知事に届け出なければならない。

一 年金の支給開始後において、年金管理者又は年金受給権者が氏名又は住所を変更したとき。

二 年金受給権者が死したとき。

三 年金受給権者に第十条各号の一に該当する事実が発生し、又は消滅したとき。

(時効)

4 年金受給権者又は現に年金を受領し、及び管理している年金管理者は、規則で定めるところにより、年金受給権者の現況を知事に報告しなければならない。

第十九条 年金受給権及び弔慰金の支給を受ける権利は、その支給事由が生じた日から三年間行なわないときは、時効によつて消滅する。  
(規則への委任)

第二十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日から昭和四十六年一月三十一日までの間に、共済制度に加入しようとする者については、第三条第一項第二号中「四十五歳未満」とあるのは、「六十五歳未満」と読み替えるものとする。
- 3 鳥取県心身障害者扶養共済事業実施要綱(昭和四十四年九月鳥取県告示第五百六十七号)に基づく事業(以下「従前の事業」という。)の加入者で引き続き共済制度に加入するものについては、第三条第一項の規

定は、適用しない。

4 前項の規定の適用を受けて加入者となつた者に係る第五条第三項又は第十四条第一項の期間の計算については、当該加入者が従前の事業に加入していた期間は、共済制度の加入期間とみなす。

別表

区	分	掛	金	の	額
三五歳未満の者			心身障害者一人につき	月額	一、〇〇〇円
三五歳以上四五歳未満の者			"		一、三〇〇円
四五歳以上の者			"		一、五〇〇円

鳥取県開発審査会条例をここに公布する。

昭和四十五年三月二十七日

鳥取県知事 石破二朗

#### 鳥取県条例第十三号

##### 鳥取県開発審査会条例

(目的)

第一条 この条例は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七十八条の規定の規定に基づき、鳥取県開発審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の任期)

第二条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第三条 審査会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第四条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、会長(会長に事故があるときは、その職務を代理する者。次項において同じ。)及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席者の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(難則)

第五条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県自動車等運転適性検査手数料徴収条例をここに公布する。

昭和四十五年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

#### 鳥取県条例第十四号

鳥取県自動車等運転適性検査手数料徴収条例

(手数料の徴収)

第一条 自動車運転者等の依頼により行なう自動車及び原動機付自転車の運転について必要な適性検査については、別表に定めるところにより手数料を徴収する。

(手数料の減免)

第二条 知事は、特別の理由があるときは、規則で定めるところにより、手数料を減免することができる。

(規則への委任)

第三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和四十五年四月一日から施行する。

別表

区分	金額
筆記検査	一人一回につき 200円
機器検査	一人一回につき 100円
運転技能診断	一人一回につき 200円